

事務事業及び予算の執行実績  
(令和6年度分「一部、令和7年度分含む」)

東部県民生活センター  
東部中小企業労働相談所

余白

## 目 次

### 事務事業の概要（様式第1号－3）

#### 第1 概況

1 沿革	1
2 所管区域	2
3 業務体系	3
4 組織体制	4

#### 第2 事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）並びに評価（課題等）及び改善

##### 1 安全な消費生活の推進

(1) 消費生活相談	5
(2) 消費者教育・啓発	12
(3) 表示・取引の適正化	14
(4) 県民相談	16

##### 2 誰もがいきいきと働ける環境づくり

(1) 労働相談〔東部中小企業労働相談所〕	19
(2) 労働教育	20
(3) 労使関係の実態把握	21
(4) 勤労者福祉	22

##### 3 産業人材の確保・育成

##### 4 業務の円滑な執行管理（総務事務）

##### 5 県・市町等の情報提供、県民の社会貢献活動等の発表の場の設置

事業の根拠法令調

職員配置調

歳入予算執行状況調

保管現金有高調

預金調

郵券等受払調

歳出予算執行状況調

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

委託料に関する調

負担金支出調

建築工事調

公有財産調

借地借家等調

事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調

行政財産貸付・使用許可調

普通財産・借受財産等貸付調

備品・図書調



## 事務事業の概要

### 第1 概況

#### 1 沿革

昭和47年4月	消費者保護基本法が制定されたのに伴い、消費者問題を県政で扱うために「東部消費生活センター」を設置。
昭和57年4月	県民生活行政の充実を図るため、「東部消費生活センター」と旅券等の各種窓口業務を統合し、「東部県民サービスセンター」を設置。
平成3年4月	「東部振興センター」が行ってきた地域防災、広報及び広聴、緑化などの業務に「東部県民サービスセンター」が行ってきた旅券発給、県民相談、消費生活関係などの事務を加え、名称を「東部県民生活センター」と改称。
平成4年4月	市町村との行政連絡、地域における行政情報の収集・提供などの事務が加わり、名称を「東部県行政センター」と改称。
平成8年10月	県民の自主的な社会活動を支援するため、JR沼津駅南口の沼津商連会館ビルに地域活動の拠点としてミーティングルーム、交流ロビー、相談窓口、旅券センター等の機能を持った「東部地域交流プラザ」（愛称パレット）を設置。その核となる「県行政センター」では、消費生活相談、県民相談及び旅券事務を所管。
平成9年4月	東部商工労政事務所が行っていた労政事務を「東部県行政センター」に移管。
平成17年4月	「県行政センター」を廃止し、同センターが行ってきた旅券発給、消費生活相談、労働相談等事務を行う「県民生活センター」を新設。所管部を総務部から生活・文化部に移管。 東部県行政センター → 東部県民生活センター 熱海県行政センター → 東部県民生活センター熱海駐在 富士県行政センター → 東部県民生活センター富士駐在
平成20年9月	県民サービスのより一層の向上を図るため、旅券事務を県内各市町に移譲。これに伴い、東部、熱海、富士の旅券事務が廃止。
平成21年4月	情報の集積・共有化、相談員の増員、弁護士相談の充実により、県民サービスの一層の向上を図るため、相談窓口を集中化することとし、賀茂県民生活センターを東部県民生活センター賀茂駐在（賀茂県民相談室）として組み入れ、熱海駐在と富士駐在は閉鎖し、熱海、富士総合庁舎での出張による県民相談（弁護士相談）のみ継続することとした。
平成25年4月	「東部地域交流プラザ」の機能を「活動の場の提供」から「NPOに対する中間支援」に重点化し、周辺市町と連携し、NPOの自立・育成を目指す拠点施設として見直したことに伴い、同施設を平成25年3月をもって廃止し、同建物内（3階）に県民生活課が「ふじのくに東部NPO活動センター」を開設。 ワンストップ就職支援機関として、経済産業部就業支援局が「しずおかジョブステーション東部」を開設。
平成26年3月	熱海総合庁舎で行われていた、出張県民相談（弁護士相談）を廃止。
平成27年3月	富士総合庁舎で行われていた、出張県民相談（弁護士相談）を廃止。
平成27年4月	賀茂地域における地域振興、地域支援体制の強化のため、賀茂振興局が設置されたことに伴い、「賀茂駐在（賀茂県民相談室）」を賀茂地域振興局地域振興課へ移管。
平成28年4月	賀茂地域6市町と県が賀茂広域消費生活センターを共同設置。「賀茂駐在（賀茂県民相談室）」を廃止し、県民相談事業を同センターの事業に組入れ。
令和4年4月	3階に県民生活課が設置していた「ふじのくに東部NPO活動センター」について、同建物2階に移転し、名称を「ふじのくに東部NPO活動支援センター」と改称。

## 2 所管区域

所管区域は、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町の11市9町からなり、面積は約2,680km<sup>2</sup>(県土の約34.5%)、人口は約112万人(R6.8.1現在。外国人を含む。県人口の約31.93%)である。

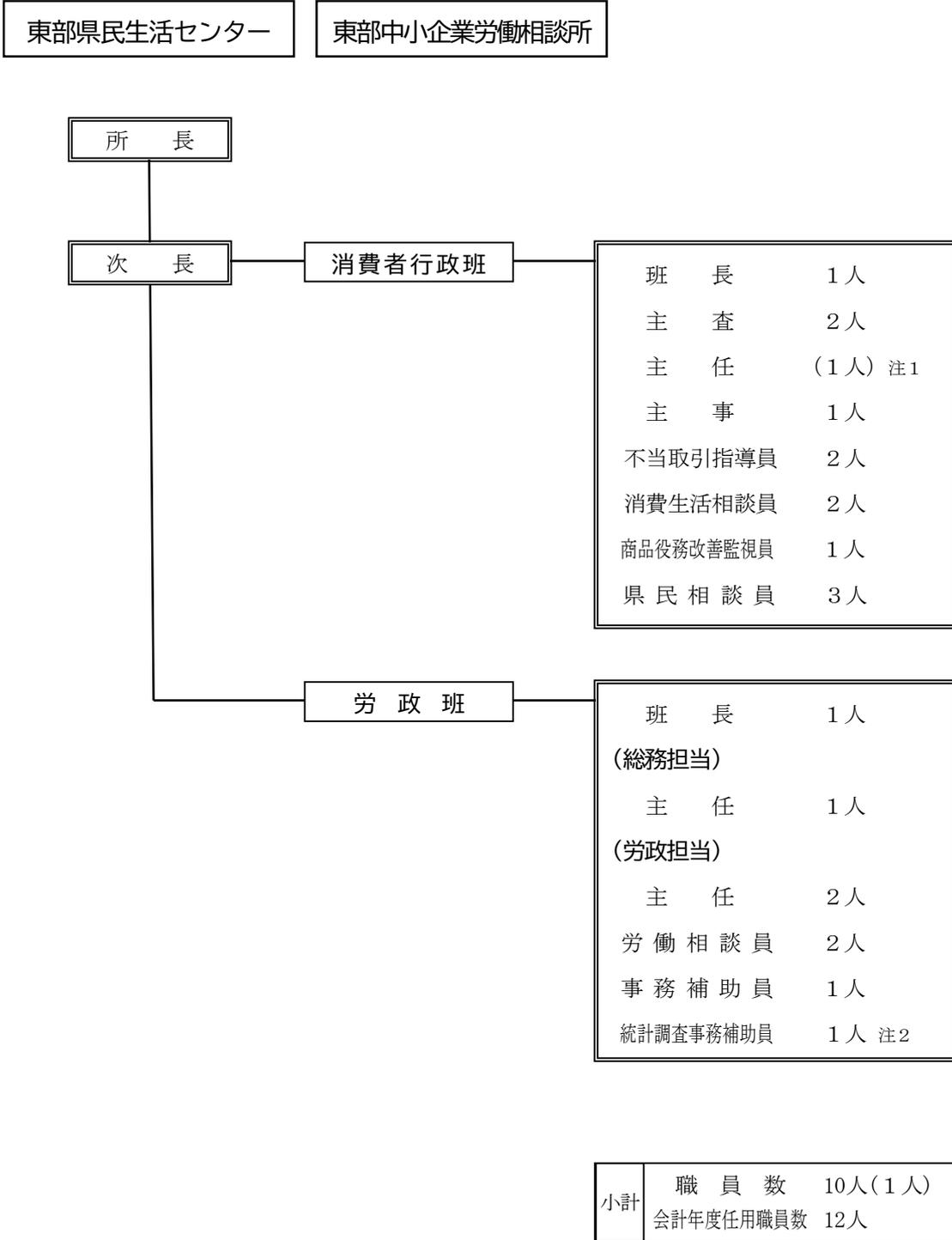
当所は、地域における県民サービスの提供拠点として、県民生活の利便性等の向上のため、消費者行政、労働行政等の事務を所掌し、東部中小企業労働相談所を併置している。



### 3 業 務 体 系

	＜目 的＞	＜業務内容＞
消費者行政	安全な消費生活の推進	(1) 消費生活相談
		(2) 消費者教育・啓発
		(3) 表示・取引の適正化
		(4) 県民相談
労政	誰もがいきいきと働ける環境づくり	(1) 労働相談（東部中小企業労働相談所）
		(2) 労働教育
		(3) 労使関係の実態把握
	産業人材の確保・育成	しずおかジョブステーション東部（就職相談等：県委託事業）の運営支援
その他	業務の円滑な執行管理 （総務事務）	財務会計事務、財産管理、庶務全般
	県・市町等の情報提供、県民の社会貢献活動等の発表の場の設置	ギャラリーぷらざの運営

## 4 組織体制



( )は兼務職員で外数

注1：消費者行政班兼務職員の本務は環境衛生科学研究所

注2：統計調査事務補助員の任期はR7.7.1～R7.7.30

## 第2 事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）並びに評価（課題等）及び改善

### 1 安全な消費生活の推進

#### （目的）

消費者を取り巻く環境が複雑化・多様化している中、安全で安心できる心豊かな消費生活を実現するため、消費生活相談を通じて消費者被害の防止と救済に努めるとともに、消費者への情報提供や消費者教育の充実により、自ら学び自立する消費者を育成・支援する。

また、商品・サービスの安全を確保するとともに、表示や取引の適正化を推進する。

#### （実績・成果）

##### （1）消費生活相談

###### ア 相談体制

国、市町と連携し、頻発する消費者トラブル等の相談について、問題解決に向けた助言やあっせんを行うとともに、住民にとってより身近な市町に対し、相談体制の強化に向けた取組を行った。

（令和7年8月31日現在）

相談員等	受付時間等
不当取引指導員（会計年度任用職員）2人 消費生活相談員（会計年度任用職員）2人 （市町相談支援担当 1人） （消費者教育推進担当 1人） 商品役務改善監視員（会計年度任用職員）1人	月曜日から金曜日 （祝日、12/29～1/3を除く） 9:00～16:00 来所、電話相談等に対応

###### イ 相談の実施状況

##### （7）消費生活相談件数

令和6年度の消費生活相談件数は、3年ぶりに減少した。

（令和7年8月31日現在）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
件数	1,380	1,495	1,538	1,487	537
対前年同期比	94.1%	108.3%	102.9%	96.7%	83.9%

消費生活相談状況調

(令和7年8月31日現在)

項目		R4年度		R5年度		R6年度		R7年度	
		件数	割合%	件数	割合%	件数	割合%	件数	割合%
相 談 状 況	商品一般	113(107)	7.6	115(106)	7.5	119(118)	8.0	42(42)	7.8
	食料品	103(95)	6.9	80(75)	5.2	115(111)	7.7	35(35)	6.5
	住居品	72(70)	4.8	66(63)	4.3	63(63)	4.2	29(28)	5.4
	光熱水品	48(46)	3.2	50(49)	3.3	34(34)	2.3	12(12)	2.2
	被服品	69(69)	4.6	67(64)	4.4	57(57)	3.8	21(21)	3.9
	保健衛生品	157(155)	10.5	137(133)	8.9	137(137)	9.2	42(42)	7.8
	教養娯楽品	99(94)	6.6	132(128)	8.6	88(87)	5.9	23(21)	4.3
	車両・乗り物	52(50)	3.5	67(64)	4.4	53(53)	3.6	24(24)	4.5
	土地・建物・設備	39(35)	2.6	47(44)	3.1	65(63)	4.4	39(39)	7.3
	他の商品	3(3)	0.2	2(2)	0.1	4(4)	0.3	0(0)	0.0
	クリーニング	2(2)	0.1	1(1)	0.1	6(6)	0.4	1(1)	0.2
	レンタル・リース・賃借	66(64)	4.4	77(75)	5.0	83(78)	5.6	27(27)	5.0
	工事・建築・加工	37(33)	2.5	44(44)	2.9	46(46)	3.1	23(22)	4.3
	修理・補修	21(21)	1.4	26(24)	1.7	34(34)	2.3	3(3)	0.6
	管理・保管	4(4)	0.3	6(6)	0.4	2(2)	0.1	3(3)	0.6
	役務一般	15(15)	1.0	8(8)	0.5	18(18)	1.2	4(4)	0.7
	金融・保険サービス	113(104)	7.6	132(125)	8.6	100(99)	6.7	22(22)	4.1
	運輸・通信サービス	106(101)	7.1	104(96)	6.8	116(116)	7.8	44(43)	8.2
	教育サービス	4(4)	0.3	6(6)	0.4	5(5)	0.3	3(3)	0.6
	教養・娯楽サービス	147(143)	9.8	164(161)	10.7	101(98)	6.8	50(50)	9.3
保健・福祉サービス	95(83)	6.4	58(53)	3.8	104(103)	7.0	30(30)	5.6	
他の役務	92(85)	6.2	100(97)	6.5	108(106)	7.3	34(33)	6.3	
内職・副業・ねずみ講	9(8)	0.6	10(10)	0.7	4(4)	0.3	4(4)	0.7	
他の行政サービス	6(2)	0.4	7(5)	0.5	5(3)	0.3	5(5)	0.9	
他の相談	23(9)	1.5	32(11)	2.1	20(11)	1.3	17(8)	3.2	
計		1,495(1,402)	100.0	1,538(1,450)	100.0	1,487(1,456)	100.0	537(522)	100.0
処 理 結 果	他機関紹介	34	2.3	10	0.7	1	0.1	6	1.3
	助言(自主交渉)	1,021	68.3	1,049	68.2	1,035	69.6	301	63.8
	その他情報提供	206	13.8	256	16.6	228	15.3	97	20.6
	斡旋解決	146	9.8	131	8.5	151	10.2	47	10.0
	斡旋不調	16	1.1	5	0.3	10	0.7	3	0.6
	処理不能	20	1.3	22	1.4	14	0.9	4	0.8
	処理不要	52	3.5	65	4.2	48	3.2	14	3.0
計		1,495	100.0	1,538	100.0	1,487	100.0	472	100.0

(注) 1 苦情件数は( )内に再掲

2 令和7年度の処理結果については、処理中のものがあるため相談件数の計とは一致しない。

## 消費生活相談内容別該当件数調

(令和7年8月31日現在)

年度 項目	R4年度		R5年度		R6年度		R7年度	
	件数	割合%	件数	割合%	件数	割合%	件数	割合%
安全・衛生	70	2.8	65	2.6	67	2.6	25	2.7
品質・機能、役務品質	210	8.4	205	8.2	207	8.0	73	7.9
法規・基準	41	1.6	43	1.7	35	1.4	22	2.4
価格・料金	134	5.4	127	5.1	69	2.7	45	4.9
計量・量目	3	0.1	2	0.1	3	0.1	5	0.5
表示・広告	52	2.1	39	1.6	40	1.6	38	4.1
販売方法	565	22.7	565	22.5	758	29.4	238	25.8
契約・解約	1,195	47.9	1,239	49.3	1,212	47.0	413	44.7
接客対応	198	7.9	209	8.3	178	6.9	62	6.7
包装・容器	4	0.2	2	0.1	0	0.0	0	0.0
施設・設備	1	0.0	4	0.2	0	0.0	0	0.0
買物相談	7	0.3	3	0.1	3	0.1	0	0.0
生活知識	0	0.0	0	0.0	1	0.0	0	0.0
その他	13	0.5	8	0.3	3	0.1	2	0.2
計	2,493	100.0	2,511	100.0	2,576	100.0	923	100.0

※一相談多重分類（重複計上）とし、商品別分類中の「他の相談」は除く。

### (イ) 販売購入形態別件数の状況

通信販売、訪問販売、電話勧誘等の特殊販売に係る相談が全体の約7割を占める。

(令和7年8月31日現在)

年度	店舗 購入	特 殊 販 売							不明・ 無関係	計
		訪問 販売	通信 販売	マルチ・マ ルチまが い取引	電話 勧誘 販売	ネガティブ・ オプション	訪問 購入	その他 無店舗 販売		
R5	324	141	576	11	81	2	25	5	373	1,538
R6	345	148	525	6	99	1	12	2	349	1,487
R7	118	53	196	2	27	1	3	1	136	537

### (ウ) 契約当事者年代別相談状況

年齢別の件数では高齢層の相談が増加傾向にあり、60歳以上の相談割合は全体の50%に迫る。

また、相談の商品・サービスでは、40歳代～60歳代は化粧クリームや健康食品の通信販売が多い一方、70歳以上はガス湯沸器などの訪問販売が多い。

(令和7年8月31日現在)

年度 年代	R5		R6		R7		(R6)主な商品等 ※商品一般を除く
	件数	割合%	件数	割合%	件数	割合%	
20歳未満	24	1.9	26	2.0	11	2.5	インターネットゲーム
20歳代	109	8.6	91	7.1	49	11.0	賃貸アパート、脱毛エステ
30歳代	121	9.6	99	7.8	49	11.0	脱毛エステ、金融コンサルティング
40歳代	212	16.7	178	14.0	60	13.4	賃貸アパート、他の健康食品
50歳代	245	19.4	283	22.2	68	15.2	化粧クリーム、他の健康食品
60歳代	221	17.5	249	19.5	87	19.5	他の健康食品、化粧クリーム
70歳以上	334	26.4	349	27.4	123	27.5	ガス瞬間湯沸器、修理サービス
合計	1,266	100.0	1,275	100.0	447	100.0	

※件数は年齢不明分を除く。

(イ) 消費生活相談専門アドバイザーによる助言

契約（解約）など法的判断が要求される消費者トラブルが増加しているため、適切な相談業務を行う上で専門的な助言を受けた。（※研修助言を除く）

(令和7年8月31日現在)

年度	回数	主な内容
R6	弁護士5回 司法書士4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問販売における契約書面の不備、クーリング・オフ、過量販売、不実告知による取消の主張の可否。</li> <li>・コード決済等において補償返金対象外となった場合の対応。</li> <li>・ネットの買取事業者における利用規約の問題点、損害賠償請求された場合の対処法、及び対応時の注意点。</li> </ul>
R7	司法書士3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が廃棄済のガス給湯器の原状回復への対応方法。</li> <li>・消費者が誤解を招くような屋号の使用における特商法上の問題点。</li> <li>・出会い系サイトで購入したポイント代金の支払い抗弁の可否。</li> </ul>

(ロ) 消費生活相談員等の資質向上に向けた取組

相談員、職員の資質向上を図るため、国民生活センター、消費者庁、日本消費者協会等が開催する研修会へ参加した。

(令和7年8月31日現在)

年度	講座の名称等	延参加者数
R6	消費生活相談員研修 専門・事例講座（国民生活センター） 消費生活相談員・行政職員等研修講座（日本消費者協会）等	86人
R7	消費生活相談員研修 PIO-NETセミナー（国民生活センター） 消費者庁所管法令執行担当者研修（消費者庁）等	32人

(カ) 苦情商品テスト

相談者から苦情のあった商品について、関係実施機関にテストを依頼している。

テストに当たっては、商品を使い切ったり、破壊等行うことがあることから、相談者が希望する場合に依頼を行っている。

(令和7年8月31日現在)

年度	回数	主な内容
R6	0回	実施なし
R7	0回	実施なし

ウ 市町の相談体制支援

市町の消費生活相談体制の充実を支援するため、研修会等を開催した。

また、消費生活相談情報等を発信し、情報の共有化を図った。

(7) スキルアップ研修会の開催

複雑化・高度化する相談に適切に対応するため、県・市町の消費生活相談員や消費者行政職員に必要な知識や技術を身につける「スキルアップ研修会」を開催した。

(令和7年8月31日現在)

年度	開催月回数	主なテーマ<講師>	延参加者数
R6	4月 9月 12月 2月 6回	<p>○第1回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者行政・特商法担当者のための基礎知識～特商法とは～ &lt;司法書士 □□ □□&gt;</li> <li>・意見交換 消費生活センターと警察との連携等について &lt;管内警察署生活安全課担当警察官 9人&gt;</li> </ul> <p>○第2回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景品表示法について～消費者の利益と公正な競争のために～ &lt;東部県民生活センター消費者行政班職員&gt;</li> <li>・旅行表示規約と最近の相談事例から学ぶ旅行契約に関する相談対応&lt;旅行業公正取引協議会事務局 □□ □□&gt;</li> </ul> <p>○第3回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談事例から学ぶ生命保険 &lt;生命保険文化センター生活情報室&gt;</li> <li>・意見交換 消費生活センターへの具体的「相談事例」等を中心として &lt;生命保険会社6社 生命保険協会等&gt;</li> </ul> <p>○第4回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅に住み続けながら、その自宅から生活資金を調達できる！？ーリバースモーゲージ契約とはー &lt;東洋大学法学部教授 □□ □□&gt;</li> </ul> <p>○第5回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事例検討会 3件 &lt;司法書士 □□ □□&gt;</li> </ul> <p>○第6回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイバー犯罪の現状と被害事例から学ぶ情報セキュリティ対策 &lt;県警本部サイバー犯罪対策課&gt;</li> </ul>	<p>市町職員・相談員 128人</p> <p>県職員・相談員 39人</p> <p>警察官 9人</p> <p>県消団連 2人</p> <p>生保関係 16人</p>

年度	開催月回数	主なテーマ<講師>	延参加者数
R7	4月 6月 3回	○第1回 ・法令違反疑義のある消費生活相談への対応 <県民生活課事業者指導班長> ・消費生活センターと警察との連携等について <管内警察署生活安全課+県警本部 12人> ○第2回 ・消費生活相談及び消費者行政に必要な基礎知識 <司法書士 □□ □□> ○第3回 ・キャッシュレス決済とクレジットの基礎知識及び相談対応 <(一社)日本クレジット協会 □□ □□>	市町職員・相談員 75人 県職員・相談員 25人 警察官 15人

(イ) 消費生活相談実地研修 (OJT研修)

市町相談員や行政職員が当センターに来所し、県相談員の相談対応や消費生活相談関係法令の基本的な知識を習得するOJT研修を、市町からの要請に応じて実施している。

(令和7年8月31日現在)

年度	実地研修参加者
R6	1人(伊豆の国市相談員2日間)
R7	1人(沼津市相談員2日間)

(ウ) 消費生活相談市町巡回訪問

当センターの消費生活相談員や消費者行政職員が市町を訪問し、助言等を行うことにより市町のレベルアップを図る巡回訪問を、市町からの要請等に応じて実施している。

(令和7年8月31日現在)

年度	巡回訪問状況
R6	2市町(伊豆の国市、清水町) 延べ4回
R7	3市(熱海市、御殿場市、富士宮市) 延べ3回

(エ) 消費生活相談情報等の共有化

不当取引事業者等の被害拡大情報、事業者指導・処分情報、事業者への口頭注意事例、消費生活相談専門アドバイザーの助言事例などの情報を県市町で共有し、消費者被害の拡大防止に努めた。

(令和7年8月31日現在)

年度	件数	情報発信元
R6	55件	センターから48件、市町から7件
R7	27件	センターから16件、市町から11件

(オ) 賀茂広域消費生活センターの運営支援

賀茂地域6市町と県が共同設置した同センターの円滑な運営のため、運営調整会議への参加、消費生活相談に関する情報提供・情報交換等を行った。

(令和7年8月31日現在)

年度	主な実施状況
R6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営調整会議への参加 3回</li> <li>〈議題〉消費生活相談のデジタル化、交付金終了後の賀茂広域消費生活センター、消費者被害防止月間街頭キャンペーン、賀茂広域消費生活センター運営事業費、消費者行政強化促進事業費補助金及び負担金 等</li> <li>・消費生活相談業務についての情報提供・情報交換</li> </ul>
R7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営調整会議への参加 1回</li> <li>〈議題〉消費生活相談のデジタル化、交付金終了後の賀茂広域消費生活センター運営にかかる経費負担、消費者月間街頭キャンペーン 等</li> <li>・消費生活相談業務についての情報提供・情報交換</li> </ul>

(カ) 警察との消費生活被害拡大防止のための連携

知事と警察本部長との間で締結した協定書に基づき、消費生活被害の拡大防止のため警察との連携体制を取っている。

また、警察との情報交換会では相談対応の状況、悪質商法等の事例、消費者への広報啓発等について警察署生活安全課担当者と情報交換するほか、随時警察からの捜査関係事項照会に回答するなど、連携体制を保持している。

(令和7年8月31日現在)

年度	R5	R6	R7
照会回答回数	6回	18回	9回

エ 静岡県東部・賀茂地域消費者行政推進連携協議会

消費者基本計画において県・市町の連携強化を目的に位置づけられた協議会である。有識者や教育関係者なども参画し、地域の消費者教育の推進や消費者被害の防止・救済を図るための取組について、情報交換・意見交換を行い課題解決に取り組んでいる。

(令和7年8月31日現在)

年度	内容等	
R6	6月	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 静岡県消費者基本計画について</li> <li>2 消費生活相談DX（デジタル・トランスフォーメーション）について               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) DX化の概要</li> <li>(2) DX化のための環境整備及び予算要求</li> </ol> </li> <li>3 消費者行政強化促進事業費補助金について</li> <li>4 消費者相談・支援における連携について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・事例発表（御殿場市：消費者安全確保地域協議会設置への取組）</li> </ul> </li> <li>5 消費者教育・啓発における連携について</li> </ol>
	2月	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消費者安全確保地域協議会の設置について</li> <li>2 新たな相談支援システムへの移行について</li> <li>3 県消費者行政関連事業について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度勤労世代を対象とした悪質商法被害防止啓発</li> <li>・令和7年度市町当初予算</li> </ul> </li> </ol>

年度	内 容 等	
R7	6月	1 消費者行政強化促進事業費補助金について (1)消費生活相談DXの環境整備について (2)令和8年度の交付金申請について 2 第2次静岡県消費者基本計画の策定について (1)骨子案について 3 消費者相談・支援における連携について 4 消費者教育・支援における連携について

## (2) 消費者教育・啓発

自ら学び自立する消費者を育成するため、地域、学校及び職域等の場における消費者教育・啓発活動を推進した。

### ア 消費者学習支援

#### (7) 消費者教育出前講座（高校生消費者教育出前講座を除く）

学校、企業、団体等からの要請に基づき、相談員、消費者教育講師等が、悪質商法と契約トラブル、クレジットカードの注意点、インターネットの契約トラブル等のテーマで出前講座を実施した。

(令和7年8月31日現在)

年度	回数	参加者	内 訳					
			大学	専門学校	小中学校	企業	高齢者	見守り者等
R6	52回	1,693人	2回	6回	0回	3回	33回	8回
R7	28回	1,005人	1回	0回	7回	3回	15回	2回

#### (4) 高校生消費者教育出前講座

高校在学中に成年を迎えることから、未成年が成年に変わることで、ネットショッピングの注意点、若者に多い消費者トラブル等、成人として消費生活を送るうえでの基礎知識の習得を目的とした「高校生消費者教育出前講座」を実施した。

(令和7年8月31日現在)

年度	回数	参加者	内 訳		
			高等学校	特別支援学校	保護者
R6	38回	4,717人	23回	12回	3回
R7	11回	1,513人	7回	3回	1回

#### (5) 消費者教育講師派遣

県が養成した消費者教育講師を、消費者教育出前講座で活用している。

(令和7年8月31日現在)

年度	回数	参加者	内 訳		
			高校・特別支援学校	大学・専門学校	その他
R6	72回	5,859人	35回	7回	30回
R7	35回	2,297人	11回	0回	24回

(I) 商品テスト実習講座

環境衛生科学研究所と連携し、受講者自らの実習参加による啓発講座を実施している。

(令和7年8月31日現在)

年度	派遣時期・回数	参加者	内容	講師
R6	8月・1回	小学生6人 保護者5人	ジュースや果物に含まれる糖分とビタミンCを調べてみよう！	環境衛生科学 研究所職員
R7	0回	—	—	—

イ 情報提供・啓発

(7) 消費者啓発キャンペーン

消費者月間及び消費者被害防止月間において、市町、関係機関及び消費者団体等と連携して消費者啓発キャンペーンを実施し、集中的に悪質商法等への注意を呼びかけた。

・消費者月間（5月）の主要行事

年度	行事内容
R6	・街頭キャンペーン（マックスバリュ沼津南店） ・ポスター掲示等（ギャラリーふらざ） ・他市キャンペーンに参加（熱海市、富士宮市、富士市、伊豆市、伊豆の国市）
R7	・街頭キャンペーン（マックスバリュ沼津南店） ・ポスター掲示等（ギャラリーふらざ） ・他市キャンペーンに参加（熱海市、富士宮市、富士市、伊豆市）

・消費者被害防止月間（12月）の主要行事

年度	行事内容
R6	・街頭キャンペーン（マックスバリュ沼津南店） ・ポスター掲示等（ギャラリーふらざ・県東部総合庁舎） ・他市キャンペーンに参加（熱海市、富士宮市、富士市、伊豆の国市）

(4) 消費者市民社会の理念普及

エシカル消費の認知度を高め、エシカルな行動を促すため、パネル展示等を実施した。

(令和7年8月31日現在)

年度	内 容 等
R6	日時：令和6年8月22日(木) 11:45～12:45 場所：沼津産業ビル1階 ギャラリーぶらざ 内容：ポスター等の展示、啓発グッズ・チラシ配布
	日時：令和6年12月2日(月)～12月27日(金) 場所：東部総合庁舎2階 内容：パネル展示、啓発グッズ・チラシ配架、デジタルサイネージで動画放映
	日時：令和6年12月16日(月)～令和7年3月31日(月) 場所：東部総合庁舎1階玄関 内容：デジタルサイネージでエシカル消費ポスター掲示
R7	日時：令和7年8月4日(月)～令和7年8月22日(金) 内容：エシカルライフ月間(9月)のイベントとして、エシカル消費出前講座を7回(沼津市放課後児童クラブ6クラブ)の約250人に実施

(3) 表示・取引の適正化

消費者が商品等を適切に選択できるよう、不当な表示や取引等について調査・指導及び啓発を行った。

ア 景品表示法に基づく表示等の適正化

消費者がより良い商品・サービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守るため、景品表示法に基づき、景品類及び表示の適正化を推進した。

(7) 不当表示110番の設置

過大な景品類の提供や表示に関する不審な情報を県民から受け付けるため、不当表示110番を設置し、寄せられた情報のうち不適正な表示を行っていた事業者に対して改善指導等を実施した。

(令和7年8月31日現在)

年度	受付 件数	処 理 結 果 (件数)								
		非該当	情報	違反事 実なし	口頭 指導	文書 指導	県民生 活課へ 移送	他へ 移送	併合	調査 打切
R6	27	4	8	2	5	0	8	0	0	0
R7	16	1	3	0	3	0	2	0	0	0

※R7受付件数は処理中の件数を含む。

(4) 食品表示合同監視

食品表示は、適正表示の根拠が食品表示法・景品表示法など複数の法律に及ぶことから、より実効性を高めるため、関係部局が連携して調査・指導を行う合同監視を実施した。

調査対象は、食品の量販店・産直市・加工施設、観光土産品製造施設、仕上茶工場等である。

(令和7年8月31日現在)

年度	調査施設数	指導状況
R6	66件	口頭指導 9件
R7	6件	口頭指導 0件

(ウ) 広告表示等適正化監視

飲食店や土産物店を重点に、SNSやWEBサイト等における広告表示にも対応した調査を行い、表示の適正化を図った。

(令和7年8月31日現在)

年度	調査施設数	調査結果 (件数)			
		適正	口頭指導	文書指導	他へ移送
R6	47	38	9	0	0
R7	7	5	0	0	0

※R7調査施設数は処理中の件数を含む。

(イ) 啓発（景品表示法関係）

食品の製造や加工・販売を行う事業者や消費者等からの要請に基づき、景品表示法に関する講座を実施した。

(令和7年8月31日現在)

年度	開催時期回数	対象	参加人数	内容	講師
R6	4月・11月・2月 4回	事業者、市町消費生活相談員・消費者行政職員	77人	景品表示法に係る表示について	当センター職員
R7	0回	—	—	—	—

イ 不当取引事業者に対する指導

苦情相談が集中的に発生した事業者や、悪質な事例と疑われる事業者に対し、適時に販売方法等を調査のうえ改善指導を行うとともに、管内市町等に対し情報提供を行った。

(令和7年8月31日現在)

年度	事業者及び指導事項	指導状況
R6	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話勧誘事業者に対して、申込・概要書面不交付、契約書面不交付、不実告知について口頭注意</li> <li>訪問販売事業者に対して、勧誘目的等不明示、再勧誘の禁止、契約書面不交付、契約書面記載不備、不実告知、重要事項不告知、過量販売、迷惑勧誘について口頭注意</li> <li>店舗販売事業者に対して、消費者者の判断力不足に便乗した勧誘について口頭注意</li> <li>特定役務提供事業者に対して、契約書面不交付について口頭注意</li> <li>訪問販売事業に対して、勧誘目的等不明示、再勧誘の禁止、不実告知、故意の事実不告知、過量販売、迷惑勧誘、判断力不足便乗、適合性原則違反、不当な取引行為について業務改善指導</li> </ul>	業務改善指導 4件 口頭注意 15件
R7	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問販売事業者に対して、再勧誘の禁止、契約書面記載不備、迷惑勧誘について口頭注意</li> </ul>	業務改善指導 0件 口頭注意 2件

(4) 県民相談

県民相談員による「一般相談」及び相談者が直接、弁護士や司法書士から助言・指導を受けることができる「特別法律相談」を実施した。

ア 相談区分別実施体制

<R6年度>

一般相談		特別法律相談(予約制)	
電話相談	面接相談	弁護士相談	司法書士相談
月曜日から金曜日 (祝日、12/29～1/3を除く) 9:00～16:00 県民相談員(会計年度任用職員)3人		毎週火曜日及び 毎月第1・3木曜日 13:30～15:00 (1相談30分)	毎月第2・4木曜日 13:30～14:30 (1相談30分)

<R7年度>

一般相談		特別法律相談(予約制)	
電話相談	面接相談	弁護士相談	司法書士相談
火曜日から木曜日 (祝日、12/29～1/3を除く) 10:00～16:00 県民相談員(会計年度任用職員)3人		毎月第1・3・5木曜日 及び第2・4水曜日 13:30～15:00 (1相談30分)	毎月第2・4木曜日 13:30～14:30 (1相談30分)

イ 相談の実施状況

県民相談では、「行政相談」と「法律・身の上相談」を行っているが、「法律・身の上相談」が相談の大半を占めている。中でも相続、婚姻に関する相談が多い。令和7年度から行政相談は公聴広報課に移管されたが、行政に関する問合せがあった場合には、適切な窓口を案内している。

<相談区分別件数> (令和7年8月31日現在)

年度	一般	特別	計
R5	1,131 (103.9)	120 (53.8)	1,251 (95.4)
R6	1,294 (114.4)	211 (175.8)	1,505 (120.3)
R7	354 (70.2)	69 (77.5)	423 (71.3)

※( )内は、対前年同期比%

<内容別件数> (令和7年8月31日現在)

年度	行政	法律等	計
R5	118 (203.4)	1,133 (90.4)	1,251 (95.4)
R6	82 (69.5)	1,423 (125.6)	1,505 (120.3)
R7	17 (60.7)	406 (71.9)	423 (71.3)

※( )内は、対前年同期比%

<行政相談の所管部局別件数>

(令和7年8月31日現在)

年度	知事直轄組織	危機管理部	経営管理部	くらし・環境部	文化観光部	スポーツ・健康福祉部	経済産業部	交通基盤部	教育委員会	警察本部	県その他	国の機関	市町	その他	計
R5	15	1	29	7	0	3	0	36	0	2	1	2	20	2	118
R6	0	0	3	7	0	34	1	12	0	8	0	5	12	0	82
R7	2	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	1	9	1	17

※R7は「問合せ」件数を記載。

〈法律・身の上相談の内訳件数〉

(令和7年8月31日現在)

年度	婚姻	親子等	相続	借地借家	不動産売買	相隣関係	金銭貸借	商品売買等	登記訴訟	交通事故	ストーカー	その他	計
R5	144	117	251	53	26	83	131	42	21	6	1	258	1,133
R6	188	160	386	81	42	71	110	46	23	3	1	312	1,423
R7	28	41	114	14	16	49	33	13	7	2	0	89	406

(評価・課題等)

○ 消費生活相談

- 令和6年度の消費生活相談件数(1,487件)は前年度比96.7%となり3年ぶりに減少したが、あっせん件数は増加し、あっせんによる解決件数も相談全体の1割を超えるなど、サービスの質を維持して相談事業を実施できた。しかしながら、全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)の刷新や消費者トラブル専用Webサイトの本格運用による消費生活相談DXを来年度に控え、今後、現行システムでの運営と並行して新システムへの移行準備を円滑に進めていけるかが課題である。

○ 消費者教育・啓発

- 令和6年度の消費者教育出前講座の実施回数は過去最高となる90回となり、強化が必要と位置づけた高齢者に向けた講座も前年度比20回増の33回実施できた。しかしながら、社会人に向けた講座はわずか3回(1回減)に留まったことから、新社会人を含めた勤労世代に対して、いかに消費者教育の場を提供していけるかが課題である。
- 消費者市民社会の理念を普及するため、エシカル消費を周知啓発してきた。しかしながら、エシカル消費を散発的に展示広報するだけでは広がりには欠けるため、いかに効果的にPRしていけるかが課題である。

○ 表示・取引の適正化

- 不当表示については、食品表示合同監視は66件、広告表示等適正化監視は47件の調査(計113件)を実施し、総合計画や消費者基本計画の活動指標目標値(270件)の当所担当分(106件)を上回ることができた。しかしながら、監視を通して表示制度に係る事業者の知識不足が散見されることから、多くの事業者への表示制度の理解促進が課題である。
- 不当取引については、定期的に県民生活課・県民生活センターが会する場を設定し、注視事業者の共有や指導基準の統一など、全県一体となった新たな監視・指導体制をスタートさせた。しかしながら、指導実施までのスピード感に欠ける点や個人事業主の集合体への指導方法など、より効率的・効果的に監視・指導できるよう改善しなければならない課題は多い。

○ 県民相談

- 令和6年度の県民相談件数(1,505件)は前年度比120.3%となり、3年ぶりに増加した。3人の県民相談員の勤務時間を週4日24時間(従前は週5日29時間)に短縮したものの、滞りなく相談事業を実施できた。今年度は窓口開設を週3日(15時間)に半減したものの相談数は前年度比7割程度で推

移しているが、引き続きサービスの質を維持して年度末まで遂行していく。

(改善)

○ 消費生活相談

- ・ 目前に迫った新システムへの円滑な移行に向け、新システムでの業務フローの確立や国民生活センターの研修受講、新システムでのリハーサルなどの準備を、行政職員・相談員が一体となって確実に進めていく。

○ 消費者教育・啓発

- ・ 新社会人を含めた勤労世代に対する消費者教育出前講座の実施回数を増やすため、就職フェアや労働法セミナーなど企業等の人事労務担当者が集う場に出向き、新入社員研修や従業員の福利厚生観点からの出前講座の有用性をPRしていく。
- ・ エシカル消費をより効果的にPRするため、エシカル消費による自己効力感向上効果に着目し、エシカル消費が他人だけではなく自分自身にもウェルビーイングをもたらすことの理解促進に重点を置き、新たに「エシカルライフ月間」(9月)を創設するなど、趣旨に適った周知啓発を集中的に実施していく。

○ 表示・取引の適正化

- ・ 不当表示については、講座開催など事業者団体への啓発に加え、表示制度の周知キャンペーンを趣旨とした不当表示パトロールを新たに実施するなど、広く事業者への表示制度の理解を促進していく。
- ・ 不当取引については、より効率的・効果的な行政指導を実施するため、県民生活課・県民生活センターが会する場において、業務遂行上生じた様々な課題を解決すべく議論を通じ、全県一体の監視・指導体制を進化させていく。

## 2 誰もがいきいきと働ける環境づくり

### (目的)

地域における労使関係の安定及び勤労者の福祉向上を図るため、労働相談、労働教育、労使関係総合調査等を実施するほか、沼津労政会館の管理等を行う。

### (実績・成果)

#### (1) 労働相談（東部中小企業労働相談所）

##### ア 相談体制等

労働問題一般について労使関係者からの相談に応じ、速やかな解決が図られるよう指導・助言を行った。高度な法律知識・判断を要する事案については、毎月1回弁護士による相談を実施した。

(令和7年8月31日現在)

相談体制	受付時間等
労働相談員 (会計年度任用職員2人)	月曜日から金曜日（祝日、12/29～1/3を除く） 9:00～12:00、13:00～16:00 来所、電話、メール相談等に対応
弁護士相談	毎月第2水曜日 14:00～15:00 1件30分、無料

※ 労働相談員は1人当たり月平均12日勤務

##### イ 相談の実施状況

#### (7) 労働相談件数

令和6年度の労働相談件数は、3年連続で増加した。

(令和7年8月31日現在)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
件数	530	573	651	657	249
対前年同期比	73.4%	108.1%	113.6%	100.9%	100.8%

## 労働相談件数調

(令和6年度)

相談内容	規模別件数					合計件数					
	規模ほか	30人未満	30人～99人	100人～299人	300人以上	不明	労働者計			使用者	
							正社員	非正社員			
労働組合及び労使関係に関する事		0	1	0	0	1	2	2	2	0	0
労働条件に関する事		124	44	7	21	188	384	365	218	147	19
雇用に関する事		4	1	2	1	16	24	24	11	13	0
職業能力開発に関する事		1	0	0	0	0	1	1	0	1	0
勤労者福祉に関する事		20	2	3	6	29	60	59	34	25	1
男女雇用機会均等に関する事		2	0	1	0	3	6	5	2	3	1
外国人労働者問題に関する事		0	0	0	0	2	2	2	0	2	0
その他の問題に関する事		57	30	7	18	66	178	171	92	79	7
計		208	78	20	46	305	657	629	359	270	28

## 労働相談件数調

(令和7年8月31日現在)

規模ほか 相談内容	規模別件数					合計件数				
	30人未満	30人～99人	100人～299人	300人以上	不明	労働者計			使用者	
						正社員	非正社員			
労働組合及び労使関係に関する事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働条件に関する事	45	12	5	9	54	125	111	54	57	14
雇用に関する事	4	1	0	1	7	13	13	10	3	0
職業能力開発に関する事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勤労者福祉に関する事	3	1	0	5	15	24	24	10	14	0
男女雇用機会均等に関する事	5	2	0	0	4	11	11	10	1	0
外国人労働者問題に関する事	0	0	0	0	2	2	2	0	2	0
その他の問題に関する事	17	12	5	6	34	74	67	33	34	7
計	74	28	10	21	116	249	228	117	111	21

### ウ 個別的労使紛争あっせん

個別的労使紛争あっせんとは、県労働委員会のあっせん員が労働者と使用者間の紛争について労使双方の主張を調整することにより、労使の自主的な解決を支援するための制度であり、当センターは労働相談を通じて、あっせん希望者からの申請を受け、あっせん利用につなげた。

労政班長と労働相談員は県労働委員会事務局の兼務となり、あっせんに関する事務を担っている。

・あっせん受付件数

(令和7年8月31日現在)

年度	受付件数	内容	結果
R6	8件	パワハラに対する慰謝料等の請求	不応諾打切り
		給金の減少と精神的損害にかかる補償金の請求	不応諾打切り
		パワハラにかかる損害賠償請求・未払残業代請求	解決
		パワハラにかかる損害賠償請求	不応諾打切り
		パワハラにかかる損害賠償請求	解決
		未払い残業代請求	解決
		パワハラにかかる損害賠償請求	不応諾打切り
R7	1件	雇い止め撤回請求	解決
		パワハラに対する損害賠償請求	継続

## (2) 労働教育

### ア 労働教育

労使関係者が労働に関する諸問題を自主的かつ合理的に処理できるよう、労働法や労働問題等についての知識を修得するための労働法セミナーを計画した。

内容 (A～Cの3日間)・講師		R6	R7
A・B 労働法制の基礎 静岡大学教授	・労働法制の概要や押さえておきたいポイント、条文の解釈について判例を交えながら解説 (労働契約、賃金、労働時間、人事、懲戒、紛争解決 等)	会場 受講者 35人	会場 申込者 37人
C 安全衛生や多様な働き方に関する法律の実務 社会保険労務士2人	・労務管理・職場環境や多様な働き方に関する対応等を解説 ①安全衛生・健康管理に関すること (労働災害、長時間労働、ハラスメント) ②多様な働き方に関すること (同一労働同一賃金、女性活躍、兼業・副業等)		

### (3) 労使関係の実態把握

#### ア 労使関係総合調査

労使関係の実態等を総合的に把握することを目的に、国からの労使関係総合調査委託契約に基づき、6月30日を基準日として「基礎調査」と「実態調査」を実施した。調査は毎年実施している。

#### (7) 基礎調査

県東部地域の全労働組合を対象に、6月30日現在の組合員数、加盟組織系統、組織形態等を調査した。結果、前年度調査から組合数は3組合減少(対前年度比 $\Delta 0.8\%$ )し、組合員数は2,154人の増加(同 $2.9\%$ )となった。調査結果は、例年12月中旬に国から公表される。

### 労働組合数調

(令和7年6月30日現在)

適用法規別	組 合		組 合 員		摘 要
	数	前年同期との比較	数	前年同期との比較	
労 組 法	298	$\Delta 3$	60,872	2,113	民間企業
行 労 法	0	0	0	0	行政執行人
地 公 労 法	13	0	1,282	$\Delta 20$	地方公営企業
国 公 法	11	0	206	$\Delta 26$	国家公務員
地 公 法	38	0	12,907	87	地方公務員
計	360	$\Delta 3$	75,267	2,154	

#### (4) 実態調査

国が抽出した組合又は事業所に対し、指定テーマにより「実態調査」を実施した。

年度	テ ー マ	調査対象 (抽出)	回答 (率)
R6	労使コミュニケーション調査 (労使間の意思疎通の方法及び運用状況等、事業所及び労働者の意識等の実態を把握)	対象：39事業所	回答：25事業所 (64.1%)
R7	労使間の交渉等に関する実態調査 (労使間の団体交渉、労働争議等の実態を把握)	対象：31組合	回答：25組合 (80.6%)

#### イ 一般労働事情調査

労働争議における労使間の自主的な調整に助力を与え、過剰な争議行為を防止するため、労使関係における動向を調査した。

## 労働争議発生状況調

(令和7年8月31日現在)

年 別	件 数	参加人員数	うち争議行為		摘 要
			回 数	人 員	
R3年	0	0	0	0	
R4年	0	0	0	0	
R5年	0	0	0	0	
R6年	0	0	0	0	
R7年	0	0	0	0	

### ・メーデー実施状況調査

(令和7年8月31日現在)

調査年度	管 内 実施数	調査数		メーデー 参加人員	摘 要
		実地調査	郵送調査		
R3	7	3	1	330人	連合系1団体、全労連系3団体 ※書面開催した3団体は調査しない
R4	7	2	4	2,720人	連合系3団体、全労連系3団体 ※書面開催した1団体は調査しない
R5	7	2	4	2,890人	連合系3団体、全労連系3団体 ※書面開催した1団体は調査しない
R6	6	2	4	4,193人	連合系3団体、全労連系3団体 ※全労連系1団体は開催なし
R7	6	1	5	3,435人	連合系3団体、全労連系3団体 ※全労連系1団体は開催なし

### ウ 賃上げ・一時金要求等の実態把握

県東部地域における春季賃上げ、夏季・年末一時金の要求妥結状況を調査し、その結果を公表するとともに労働組合にフィードバックした。

〈調査結果〉

年 別	調査対象 組合数	春季賃上げ			夏季一時金			年末一時金		
		平均 要求額 (円)	平均 妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	平均 要求額 (円)	平均 妥結額 (円)	支給 月数 (か・月)	平均 要求額 (円)	平均 妥結額 (円)	支給 月数 (か・月)
R6	170	15,606	14,487	4.58	725,733	683,667	2.21	748,338	708,266	2.29
R7	170	18,512	17,221	5.34	781,139	736,198	2.30	実施予定		

## (4) 勤労者福祉

### ア 沼津労政会館の管理・運営

静岡県労政会館の設置及び管理に関する条例に基づき、産業人材課において指定管理者を「静岡県労働福祉事業協会グループ」に指定(第6期:R7年4月～R12年3月)し、運営を委託している。

当センターは財産事務取扱者として、会館の財産管理、物品の購入及び貸付・返納、修繕工事の執行(修繕金額30万円以上250万円以下)を行っている。

(評価・課題等)

○ 労働相談

- ・ 令和6年度の労働相談件数(657件)は前年度比100.9%となり、3年続けて増加した。相談に対しては、相談者本人への助言に加え、労働局や労働基準監督署への案内、弁護士相談等適切に実施した。しかしながら、職場でのトラブルを抱えながら相談に至らない潜在的相談者も多いと考えられるため、一層の労働相談窓口の認知度向上と相談の掘り起こしが課題である。
- ・ 相談内容は、退職・賃金・残業代不払い・休暇等の「労働条件」に関するものが384件(構成比58.4%)であり、最も多かった。しかしながら、特に増加傾向にあるのはパワハラ・いじめ・嫌がらせ等の「職場の人間関係に関するもの」に関する相談(141件・前年度比111%)であり、直近3年では2倍以上(③68件⇒④141件)となっている。こうした人間関係を原因としたトラブルは解決の困難度が高い点が課題である。

○ 労働教育

- ・ 労働法制や雇用管理の正しい知識を習得できるよう、学識者や社会保険労務士を講師とした労働法セミナーを実施し、沼津会場では事業者の人事労務担当者を中心に37人が受講した。しかしながら、労使トラブルは使用者の知識不足が原因であることも多いため、県として中小零細事業者をはじめ多くの使用者に対する労働教育により、従業員を守る視点での啓蒙が課題である。

○ 労使関係の実態把握

- ・ 賃上げ・一時金の要求妥結状況調査における調査対象となる170労働組合とのやりとりについて、郵送やFAXから電子メールへの転換を進めているが、調査回答数の拡大が課題である。

(改善)

○ 労働相談

- ・ 労働相談を掘り起こすため、新たに、労働委員会の「個別労働紛争処理月間」(10月)を当所における労働相談窓口の周知強化月間と位置づけ、沼津駅前の街頭キャンペーンや当所ビル1階の「ギャラリーぷらざ」における労働相談に係る展示を実施し、労働相談窓口の利用をPRしていく。
- ・ パワハラ等いじめ・嫌がらせに関する相談は当事者間のみでの解決が困難であるため、紛争処理機関との一層の連携を高めていく。あっせん制度は知事から労働委員会への委任による制度であることから、「個別労働紛争処理月間」においては、「ギャラリーぷらざ」におけるあっせん制度のパネル展示や動画放映など、当所としても主体的にあっせん制度を周知し、労使トラブルの円滑な解決に繋げていく。

○ 労働教育

- ・ 使用者がいつでも・どこでも・何度でも労働法令を学ぶことができるよう、労働法セミナーのオンデマンド教材化など、より多くの使用者ニーズに応じた労働教育のスタイルを県として検討していく。

○ 労使関係の実態把握

- ・ 調査回答数の拡大を図るため調査対象の入替を行うとともに、引き続き労働組合に対して電子メールの活用を促進していく。

### 3 産業人材の確保・育成

#### (目的)

県民生活センター内に設置されている就職支援機関「しずおかジョブステーション東部」において、世代やニーズに応じた総合的な就職支援を実施する。

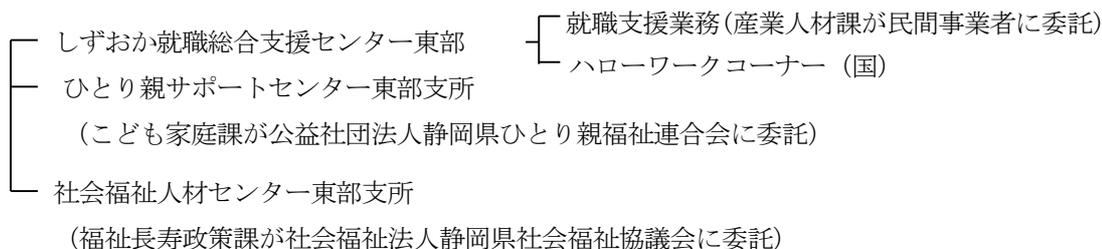
女性や中高年齢者など、潜在的な需要を掘り起こすとともに、きめ細やかな就職支援を行い、多様な人材の活躍の場の拡大を図る。

#### (実績・成果)

学生、若年者、中高年齢者から女性まで幅広い求職者を対象に就職支援を行う「しずおか就職総合支援センター東部」（県：就職支援業務、国：ハローワークコーナー）、「ひとり親サポートセンター東部支所」、「社会福祉人材センター東部支所」を併せて「しずおかジョブステーション東部」と呼称し、ワンストップで就職相談から職業紹介まで一貫した実効性の高い就職支援を行っている。

当センターの役割として、しずおかジョブステーション東部の利用促進を図るため、施設管理、広報業務、関係機関との連携等の業務を担っている。

#### 「しずおかジョブステーション東部」



#### ・しずおか就職総合支援センター東部（ハローワークを除く）の利用状況

(令和7年8月31日現在)

年度	利用者数	対前年同期比	内 訳	
			相談者数	セミナー等利用者数
R5	4,418人	98.8%	3,232人	1,186人
R6	4,058人	91.9%	2,660人	1,398人
R7	1,638人	71.4%	1,179人	459人

#### (評価・課題等)

- 「しずおかジョブステーション東部」において効果的な就職支援が実施できるよう、管内の市町（労働担当、ひとり親支援担当、福祉担当課）、ハローワーク等を訪問しPR活動を行ったほか、報道機関や市町の広報誌掲載のための資料提供、沼津駅前地下道掲示板やギャラリーぷらざへのポスターの掲示等により、積極的な広報を展開した。

#### (改善)

- 引き続き、関係各課、関係機関等と連携し、就職支援を推進していく。

## 4 業務の円滑な執行管理（総務事務）

### （目的）

センター業務の円滑な執行を図るため、適切な人事管理や予算執行及び財産管理等を行う。

### （実績・成果）

毎月1回定例会を開催し、事業の実施状況と進行管理の確認のほか、健康管理や安全運転、コンプライアンスの遵守等について徹底を図っている。

また、各業務における適正な予算執行や、賃借している沼津産業ビル（1～2階）の一部を関係団体等へ貸し付けるなど財産管理において適切な事務執行に努めている。

#### 〈沼津産業ビル管理施設〉

	施設名	業務概要
1階	ギャラリーぶらざ内	
	沼津駅付近鉄道高架事業常設展示	沼津駅付近の鉄道高架事業のパネル等の展示
	ふじのくに東部NPO活動支援センター	パンフレット配架
2階	ひとり親サポートセンター東部支所	ひとり親家庭の就職相談、職業紹介
	ふじのくに東部NPO活動支援センター	NPOに対する中間支援

### （評価・課題等）

- ・ 予算執行、財産管理などについて、限られた人員で効率的・効果的な執行を図っている。

### （改善）

- ・ 引き続き、関係各課及び関係機関等と連携しながら適切な事務処理を行っていく。

## 5 県・市町等の情報提供、県民の社会貢献活動等の発表の場の設置

### (目的)

県・市町等の各種情報の提供、県民の自主的な社会貢献活動等の発表の場として「ギャラリーぶらざ」(沼津産業ビル1階)を設置し、管理運営を行う。

### (実績・成果)

#### ・ギャラリーぶらざの管理・運営

項目	内容
設置場所・面積	沼津産業ビル1階・約 48㎡
利用時間	午前8時から午後8時まで 年末年始を除く
利用料金	無料
対象者	県、市町、国の機関、公益・公共団体

#### ・ギャラリーぶらざの利用状況

(令和7年8月31日現在)

区分	R5	R6	R7
イベント等件数	16件	15件	19件
稼働率(利用日数/利用可能日数)	40.1%	47.4%	70.6%

### (評価・課題等)

- ・ 従前どおりの運営に努めてきたが、コロナ禍を契機に利用率が低下している。従って、ギャラリーぶらざの認知度向上と利用促進に向けた取組が課題である。

### (改善)

- ・ 新たに当所HPに施設の利用案内と予約状況を掲載し、逐次更新していく。加えて、コロナ禍で途絶えた過去の利用者への声掛けや、個々の行政機関への具体的な利用提案などにより、ギャラリーぶらざの認知度と利用率の向上を図る。

余 白

事業の根拠法令調

事業名	根拠法令
総務事務	静岡県財務規則 静岡県財産規則
消費生活相談体制強化事業	消費者基本法(第4条、第17条、第19条) 消費者安全法 特定商取引に関する法律(第68条) 静岡県消費生活条例 消費生活相談事業実施要領 商品テスト事務処理要領
消費者教育推進事業	消費者基本法(第4条、第17条) 消費者安全法 消費者教育の推進に関する法律 静岡県消費生活条例 消費生活相談事業実施要領
表示・取引適正化推進事業	特定商取引に関する法律(第68条) 割賦販売法(第47条) 不当景品類及び不当表示防止法(第38条) 消費生活用製品安全法(第55条) 家庭用品品質表示法(第24条) 静岡県消費生活条例 静岡県事務処理の特例に関する条例
県民相談事業	静岡県県民相談事業運営要綱 県民相談事務処理要領
労使関係総合調査事業	統計法(第19条) 令和6年労使関係総合調査の実施について(令和6年4月18日厚生労働省通知) 令和7年労使関係総合調査の実施について(令和7年4月30日厚生労働省通知)
一般労働事情調査事業	労働関係調整法(第3条) 中小企業労働争議の予防及び解決の促進について(昭和34年10月10日労政局長通達) 争議行為予告通知の取扱・実情調査事務処理要領
賃上げ一時金要求妥結状況調査事業	労働関係調整法(第3条)
労働相談事業	静岡県中小企業労働相談事業実施要領 静岡県弁護士労働相談事業実施要領 メール労働相談実施要領 中小企業労働相談機能の強化について(昭和30年10月7日労働事務次官通達)
勤労者福祉事業	静岡県労政会館の設置及び管理に関する条例 静岡県労政会館の設置及び管理に関する条例施行規則
労働教育事業	静岡県労働法セミナー開催要領
就職相談事業	令和6年度しずおか就職総合支援センター運営業務委託契約書 令和6年度しずおか就職総合支援センター運営業務委託要領 令和7年度しずおか就職総合支援センター運営業務委託契約書 令和7年度しずおか就職総合支援センター運営業務委託要領

## 職 員 配 置 調

(令和7年8月31日現在)

区 分	総務担当	消費者行政班	労政班	計	
所在地	沼津市				
担当区域	沼津市外 10市9町				
配 置 職 員	職員(事)	3	4	1	8
	職員(技)		(1)		(1)
	暫定再任用職員(事)			2	2
	暫定再任用職員(技)				0
	定年前再任用短時間勤務 職員(事)				0
	定年前再任用短時間勤務 職員(技)				0
	計	3	(1) 4	3	(1) 10
	会計年度任用職員		8	4	12
	臨時的任用職員				0
	計		8	4	12
合計	3	(1) 12	7	(1) 22	

兼務職員及び併任職員は( )内に外書き。

## 歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A 円	収 入 済 額	
		納 期 内 B 円	納 期 後 C 円
款 08使用料及び手数料	7,080	7,080	0
項 01使用料	7,080	7,080	0
目 06経済産業使用料	7,080	7,080	0
12庁舎等使用料	7,080	7,080	0
款 14諸収入	2,451,864	2,451,864	0
項 07雑入	2,451,864	2,451,864	0
目 02雑入	2,451,864	2,451,864	0
87保険料負担金	2,442,964	2,442,964	0
非常勤職員	2,442,964	2,442,964	0
90雑収	8,900	8,900	0
計	2,458,944	2,458,944	0

# 執 行 状 況 調

(令和 6年度)

不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額			収 入 歩 合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納 期 内 収 入 率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納 期 限 経 過 E	納 期 限 未 到 来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0

## 歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A 円	収 入 済 額	
		納 期 内 B 円	納 期 後 C 円
款 08使用料及び手数料	4,660	4,660	0
項 01使用料	4,660	4,660	0
目 07経済産業使用料	4,660	4,660	0
12庁舎等使用料	4,660	4,660	0
款 14諸収入	626,922	626,922	0
項 07雑入	626,922	626,922	0
目 02雑入	626,922	626,922	0
90保険料負担金	626,922	626,922	0
非常勤職員	626,922	626,922	0
計	631,582	631,582	0

# 執 行 状 況 調

(令和 7年度)  
(令和 7年 8月31日現在)

不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額			収 入 歩 合	納 期 内 収 入 率
	納 期 限 経 過 E	納 期 限 未 到 来 F	計	$\frac{B+C}{A-D-F}$	$\frac{B}{A-D-F}$
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0

## 保 管 現 金 有 高 調

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

現 金 保 管 者	区 分	金 額 (円)
東部県民生活センター所長	有料道路料金等継続的資金前渡	8,900

## 預 金 調

(令和7年8月31日現在)

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義人	残高 (円)	摘要
清水銀行沼津支店	無利息型 普通預金	2178681	静岡県東部県民生活 センター資金前渡者 所長	0	受講料、 使用料等
清水銀行沼津支店	無利息型 普通預金	2178690	(自振口) 静岡県東部県民生活 センター資金前渡者 所長	0	電話等公共 料金振替用
残 高 合 計				0	

郵 券 等 受 払 調

(令和7年8月31日現在)

( 単位 : 枚、円)

区 分	種 類	前 年 度						本 年 度						摘 要		
		繰 越		受 入		払 出		繰 越		受 入		払 出			差引現在高	
		枚数	金 額	枚数	金 額	枚数	金 額	枚数	金 額	枚数	金 額	枚数	金 額		枚数	金 額
郵券	350円券	0	0	2	700	2	700	0	0	0	0	0	0	0	0	
	210円券	0	0	4	840	3	630	1	210	0	0	1	210	0	0	
	20円券	0	0	12	240	10	200	2	40	0	0	0	0	2	40	
計		/	0	/	1,780	/	1,530	/	250	/	0	/	210	/	40	
収入印紙																
計		/		/		/		/		/		/		/		
納税証紙																
計		/		/		/		/		/		/		/		
有料道路回数券等																
計		/		/		/		/		/		/		/		
タクシーチケット		/		/		/		/		/		/		/		
計		/		/		/		/		/		/		/		

# 歳出予算執行状況調

(令和 6年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 04 経営管理費	4,049,243	4,049,243	0	
項 01 経営管理費	4,049,243	4,049,243	0	
目 01 一般総務費	4,049,243	4,049,243	0	
01 報酬	1,968,152	1,968,152	0	
03 非常勤職員報酬	1,968,152	1,968,152	0	
03 職員手当等	776,947	776,947	0	
01 その他の職員手当等	776,947	776,947	0	
04 共済費	1,304,144	1,304,144	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	148,084	148,084	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	1,156,060	1,156,060	0	
款 05 暮らし・環境費	68,051,882	67,815,478	236,404	
項 01 暮らし・環境費	2,506,000	2,269,596	236,404	
目 01 暮らし・環境総務費	2,506,000	2,269,596	236,404	
01 報酬	1,403,000	1,403,000	0	
03 非常勤職員報酬	1,403,000	1,403,000	0	
03 職員手当等	683,000	653,557	29,443	
01 その他の職員手当等	683,000	653,557	29,443	
04 共済費	420,000	213,039	206,961	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	91,000	91,000	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	329,000	122,039	206,961	
項 02 県民生活費	65,545,882	65,545,882	0	
目 01 県民生活費	65,545,882	65,545,882	0	
01 報酬	15,282,715	15,282,715	0	
03 非常勤職員報酬	15,282,715	15,282,715	0	
03 職員手当等	5,538,326	5,538,326	0	
01 その他の職員手当等	5,538,326	5,538,326	0	
04 共済費	5,554,398	5,554,398	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	1,154,480	1,154,480	0	

(令和 6年度)

## 一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	4,399,918	4,399,918	0	
07 報償費	1,390,940	1,390,940	0	
01 その他の報償費	1,390,940	1,390,940	0	
08 旅費	606,978	606,978	0	
01 その他の旅費	495,298	495,298	0	
02 普通旅費	111,680	111,680	0	
10 需用費	1,481,012	1,481,012	0	
01 その他の需用費	1,481,012	1,481,012	0	
11 役務費	429,399	429,399	0	
13 使用料及び賃借料	34,701,951	34,701,951	0	
17 備品購入費	484,583	484,583	0	
18 負担金、補助及び交付金	75,580	75,580	0	
款 08 経済産業費	8,059,615	8,059,615	0	
項 01 経済産業費	343,700	343,700	0	
目 01 経済産業総務費	343,700	343,700	0	
01 報酬	242,000	242,000	0	
03 非常勤職員報酬	242,000	242,000	0	
03 職員手当等	101,700	101,700	0	
01 その他の職員手当等	101,700	101,700	0	
項 03 就業支援費	7,688,729	7,688,729	0	
目 01 就業支援費	7,688,729	7,688,729	0	
01 報酬	2,628,742	2,628,742	0	
03 非常勤職員報酬	2,628,742	2,628,742	0	
03 職員手当等	903,532	903,532	0	
01 その他の職員手当等	903,532	903,532	0	
07 報償費	99,000	99,000	0	
01 その他の報償費	99,000	99,000	0	
08 旅費	60,960	60,960	0	

(令和 6年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の旅費	52,420	52,420	0	
02 普通旅費	8,540	8,540	0	
10 需用費	1,066,586	1,066,586	0	
01 その他の需用費	1,065,146	1,065,146	0	
02 食糧費	1,440	1,440	0	
11 役務費	360,859	360,859	0	
12 委託料	81,950	81,950	0	
13 使用料及び賃借料	0	0	0	
14 工事請負費	2,217,600	2,217,600	0	
17 備品購入費	269,500	269,500	0	
項 09 労働委員会費	27,186	27,186	0	
目 02 事務局費	27,186	27,186	0	
08 旅費	2,540	2,540	0	
02 普通旅費	2,540	2,540	0	
10 需用費	10,000	10,000	0	
01 その他の需用費	10,000	10,000	0	
11 役務費	14,646	14,646	0	
計	80,160,740	79,924,336	236,404	

# 歳出予算執行状況調

(令和 7年度)  
(令和 7年 8月31日現在)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 03 総務費	4,591,594	1,728,089	2,863,505	
項 01 総務費	4,591,594	1,728,089	2,863,505	
目 01 一般総務費	4,591,594	1,728,089	2,863,505	
01 報酬	1,947,000	678,936	1,268,064	
03 非常勤職員報酬	1,947,000	678,936	1,268,064	
03 職員手当等	778,000	388,398	389,602	
01 その他の職員手当等	778,000	388,398	389,602	
04 共済費	1,866,594	660,755	1,205,839	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	158,000	66,407	91,593	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	1,708,594	594,348	1,114,246	
款 04 財務費	980,000	0	980,000	
項 01 財務費	980,000	0	980,000	
目 03 行政経営費	980,000	0	980,000	
14 工事請負費	980,000	0	980,000	
款 06 暮らし・環境費	63,211,000	26,819,319	36,391,681	
項 02 県民生活費	63,211,000	26,819,319	36,391,681	
目 01 県民生活費	63,211,000	26,819,319	36,391,681	
01 報酬	15,005,000	5,002,801	10,002,199	
03 非常勤職員報酬	15,005,000	5,002,801	10,002,199	
03 職員手当等	4,313,000	1,875,810	2,437,190	
01 その他の職員手当等	4,313,000	1,875,810	2,437,190	
04 共済費	4,295,000	1,446,379	2,848,621	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	966,000	356,592	609,408	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	3,329,000	1,089,787	2,239,213	
07 報償費	1,426,000	400,340	1,025,660	
01 その他の報償費	1,426,000	400,340	1,025,660	
08 旅費	1,391,000	231,439	1,159,561	
01 その他の旅費	1,176,000	176,159	999,841	

一般会計

(令和 7年度)  
(令和 7年 8月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
02 普通旅費	215,000	55,280	159,720	
10 需用費	1,264,000	361,076	902,924	
01 その他の需用費	1,264,000	361,076	902,924	
11 役務費	689,000	127,189	561,811	
13 使用料及び賃借料	34,762,000	17,354,245	17,407,755	
18 負担金、補助及び交付金	61,000	20,040	40,960	
26 公課費	5,000	0	5,000	
款 09 経済産業費	5,084,290	1,927,142	3,157,148	
項 03 就業支援費	5,062,870	1,923,521	3,139,349	
目 01 就業支援費	5,062,870	1,923,521	3,139,349	
01 報酬	2,888,718	1,082,634	1,806,084	
03 非常勤職員報酬	2,888,718	1,082,634	1,806,084	
03 職員手当等	1,038,000	502,522	535,478	
01 その他の職員手当等	1,038,000	502,522	535,478	
07 報償費	99,000	33,000	66,000	
01 その他の報償費	99,000	33,000	66,000	
08 旅費	178,620	16,305	162,315	
01 その他の旅費	130,000	15,085	114,915	
02 普通旅費	48,620	1,220	47,400	
10 需用費	448,532	99,040	349,492	
01 その他の需用費	444,532	99,040	345,492	
02 食糧費	4,000	0	4,000	
11 役務費	410,000	190,020	219,980	
項 09 労働委員会費	21,420	3,621	17,799	
目 02 事務局費	21,420	3,621	17,799	
08 旅費	4,420	0	4,420	
02 普通旅費	4,420	0	4,420	
10 需用費	3,060	0	3,060	

一般会計

(令和 7年度)  
(令和 7年 8月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の需用費	3,060	0	3,060	
11 役務費	13,940	3,621	10,319	
計	73,866,884	30,474,550	43,392,334	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)		
					5年度	6年度	左のうち、前年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般会計	経済産業費	就業支援費	就業支援費		81,950	
計					0	81,950	0
(14) 工事費	一般会計	経済産業費	就業支援費	就業支援費		2,217,600	
計					3,531,000	2,217,600	0
(16) 公有財産購入費							
計					0	0	0
(17) 備品購入費	一般会計	くらし・環境費	県民生活費	県民生活費		484,583	
	一般会計	経済産業費	就業支援費	就業支援費		269,500	
計					0	754,083	0
(18) 負担金、補助及び交付金	一般会計	くらし・環境費	県民生活費	県民生活費		75,580	
計					52,880	75,580	0
(21) 補償、補填及び賠償金							
計					0	0	0

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和7年8月31日現在)

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)	
						うち、前年度からの繰越額分
(12) 委託料						
計					0	0
(14) 工事 請負費	一般会計	財務費	財務費	行政経営費	0	0
計					0	0
(16) 公有財産 購入費						
計					0	0
(17) 備品 購入費						
計					0	0
(18) 負担金、 補助及 び交付金	一般会計	くらし・環境費	県民生活費	県民生活費	20,040	0
計					20,040	0
(21) 補償、補填 及び賠償 金						
計					0	0

## 委 託 料 に 関 す る 調

(令和6年度)

整理 番号	委 託 業務名	受託者	当 初 設計金額	契約金額			契約 締結 方法	契約 期間	支 出 年月日	金額	委託業務 の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
1	(事務関係) 沼津労政会 館産業廃棄 物収集運搬 及び処分業 務委託	有限会社 愛宕産業	円 81,950	円 81,950	円	円 81,950	随契	6.12.10  7.1.31	7.1.28  小計	円 81,950  81,950	産業廃棄物 収集、運搬 及び処分	随契1号  (少額)
	事務関係計	1件	81,950	81,950	0	81,950				81,950		
	合 計	1件	81,950	81,950	0	81,950				81,950		

令和7年度は執行なし

## 負 担 金 支 出 調

(令和6年度)

整理 番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支出年月日
					円	
1	消費者行政職員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	基礎力強化研修	1,300	R6.4.24
2	消費生活相談員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	専門・事例講座	2,940	R6.5.7
3	消費者行政職員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	職員講座	2,940	R6.6.25
4	消費生活相談員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	専門・事例講座	2,600	R6.6.25
5	消費生活相談員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	専門・事例講座	2,600	R6.6.25
6	消費者教育推進のための 研修受講負担金	国民生活センター	通知	消費者教育に携わ る講師養成講座	1,300	R6.7.18
7	消費者行政職員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	基礎力強化研修	1,300	R6.7.22
8	消費生活相談員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	専門・事例講座	2,600	R6.7.24
9	消費生活相談員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	専門・事例講座	2,940	R6.9.6
10	消費生活相談員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	専門・事例講座	1,300	R6.10.11
11	研修講座受講負担金	日本消費者協会	通知	消費生活相談員 行政職員等研修	5,500	R6.10.15
12	研修講座受講負担金	日本消費者協会	通知	消費生活相談員 行政職員等研修	5,500	R6.10.15
13	消費生活相談員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	専門・事例講座	1,300	R6.11.11
14	消費生活相談員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	専門・事例講座	1,300	R6.11.11
15	消費生活相談員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	専門・事例講座	1,300	R6.11.11
16	消費生活相談員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	専門・事例講座	2,600	R6.11.19
17	消費生活相談員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	専門・事例講座	1,960	R6.12.6
18	研修講座受講負担金	東部県民生活 センター資金前渡者	通知	甲種防火管理新規 講習	8,000	R6.12.25
19	消費生活相談員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	専門・事例講座	1,300	R7.1.22
20	会計年度任用職員 人間ドック事業参加負担金	地方職員共済組合 静岡県支部長	通知	人間ドック	7,000	R7.2.5
21	会計年度任用職員 人間ドック事業参加負担金	地方職員共済組合 静岡県支部長	通知	人間ドック	7,000	R7.2.5
22	研修講座受講負担金	日本消費者協会	通知	消費生活相談員 行政職員等研修	5,500	R7.3.3

## 負 担 金 支 出 調

(令和6年度)

整理 番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支出年月日
23	研修講座受講負担金	日本消費者協会	通知	消費生活相談員 行政職員等研修	円 5,500	R7.3.3
計		23件	/	/	75,580	/

## 負 担 金 支 出 調

(令和7年度)  
(令和7年8月31日現在)

整理 番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支出年月日
					円	
1	消費者行政職員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	基礎力強化研修	1,300	R7.4.23
2	消費生活相談員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	基礎力強化研修	1,300	R7.4.24
3	消費生活相談員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	専門・事例講座	2,940	R7.7.8
4	研修講座受講負担金	東部県民生活 センター資金前渡者	通知	甲種防火管理新規 講習	8,000	R7.7.11
5	消費者行政職員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	基礎力強化研修	1,300	R7.7.23
6	消費生活相談員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	基礎力強化研修	1,300	R7.7.24
7	消費生活相談員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	専門・事例講座	2,600	R7.8.1
8	消費者行政職員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	基礎力強化研修	1,300	R7.8.20
	計	8件	/	/	20,040	/

# 建 築 工

整理 番号	予算科目	工 事 名	工事箇所	当 初 設計金額	契 約 金	
					当 初 額	変更増減額
		沼津労政会館		円	円	円
1	就業支援費	旧給水管止水工事	沼津市高島本町 地内	935,000	935,000	968,000
2	就業支援費	雨水排水管改修 工事	沼津市高島本町 地内	1,221,000	1,221,000	△906,400
		合 計	2件	2,156,000	2,156,000	61,600

# 事 調

(令和6年度)

額	契約 締結 方法	受注者	着手 完成(予定) 年 月 日	支出済額	工事概要	公有財 産台帳	摘 要
計							
円				円			
1,903,000	随契	(株) 井戸松	R6. 5. 30 R7. 3. 17	1,903,000	旧給水管止 水工事	済	R6. 4. 1 R7. 4. 7 随契1号(少額) (R6. 7. 25 工期 延長) (R6. 11. 19 増額 変更)
314,600	随契	エイショウ (株)	R6. 5. 30 R6. 7. 18	314,600	雨水排水管改 修工事	—	R6. 4. 1 R6. 8. 22 随契1号(少額) (R6. 7. 18 契約 解除)
2,217,600				2,217,600			

# 建 築 工

整理 番号	予 算 科 目	工 事 名	工 事 箇 所	当 初 設計金額	契 約 金	
					当 初 額	変更増減額
		沼津労政会館		円	円	円
1	行政経営費	2階機械室扉更新工事	沼津市高島本町 地内			
		合 計	1件			

# 事 調

(令和7年度)  
(令和7年8月31日現在)

額	契約 締結 方法	受注者	着手 完成(予定) 年 月 日	支出済額	工事概要	公有財 産台帳	摘 要
計							
円				円			
					2階機械室扉 更新工事	—	R7.6.9

公 有 財 産 調

(令和6年度)

区 分	令和6年3月31日現在		増		減		令和7年3月31日現在	
	数量又 は面積	台 帳 価 格	数量又 は面積	台 帳 価 格	数量又 は面積	台 帳 価 格	数量又 は面積	台 帳 価 格
行政財産		千円 1,213		千円 4,570		千円		千円 5,783
建 物	m <sup>2</sup> 480.55 1,257.59	0	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup> 480.55 1,257.59	0
工作物	件 4	1,213	件 1	4,570	件 0	0	件 5	5,783
公有財産に 準じるもの		1,405						1,405
電 話 加入権	件 20	1,405	件		件		件 20	1,405

※ 令和7年度中増減なし

借地借家等調

(令和7年8月31日現在)

整理番号	区分	種別	所在地	地目		数量又は面積	借料		契約期間	所有者又は契約者氏名	用途
				台帳	現況		単価	年額			
1	建物	事務所建	沼津市 大手町 1-1-3	鉄筋 コンクリート造 陸屋根 地下2階 地上9階建	左記のうち 地上1階から 2階まで	m <sup>2</sup> 947.42	円 (月額) 2,867,891	円 34,414,692	R7.4.1 ～ R8.3.31	マルトモビル株式会社	事務所他
2	建物	倉庫建	沼津市 大手町 1-3-16	鉄骨造 地上8階建	左記のうち 地上4階駐車 車スペース	8.40	(月額) 14,000	168,000	R7.4.1 ～ R8.3.31	公益財団法人沼津市振興公社	公用車駐車場
3	土地	水路敷地	沼津市 高島本 町1-3	宅地	宅地	m 1.8	0	0	R5.2.8 ～ R8.3.31	沼津市長	沼津労政会館上水道管敷設に伴う河川占有
4	土地	道路敷地	沼津市 高島本 町1-3	宅地	宅地	4.45	0	0	R5.3.1 ～ R8.3.31	沼津市長	沼津労政会館上水道管敷設に伴う道路占有
5	土地	水路敷地	沼津市 高島本 町1-3	宅地	宅地	1.00	0	0	R6.6.24 ～ R9.3.31	沼津市長	沼津労政会館旧給水管止水に伴う河川占有
6	土地	道路敷地	沼津市 高島本 町1-3	宅地	宅地	0.50	0	0	R6.6.24 ～ R9.3.31	沼津市長	沼津労政会館旧給水管止水に伴う道路占有
7	土地	水路敷地	沼津市 高島本 町1-3	宅地	宅地	0.32	0	0	R7.2.25 ～ R9.3.31	沼津市長	沼津労政会館雨水排水管接続に伴う道路占有
8	土地	総合庁舎敷地	沼津市 高島本 町1-3	宅地	宅地	m <sup>2</sup> 1,989.0	0	0	R6.4.1 ～ R9.3.31	沼津財務事務所	沼津労政会館建物敷地及び駐車場
	計							34,582,692			

事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

区分	事業名又は契約名	内容	契約額	(契約額の年度別内訳)				
				令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
長期継続契約	電子複写機賃貸借及び使用契約	電子複写機の賃借料及び使用料の支出(契約日) 令和4年4月1日	円 457,380	91,476	91,476	91,476	91,476	91,476

行政財産貸付・使用許可調

(令和7年8月31日現在)

整理番号	区分	種別	所在地	地目		数量又は面積 (㎡)	貸付料又は 使用料		貸付又は 使用許可 期 間	貸付又は使用 許可を受けた 者の氏名	貸付・使用 許可目的
				台帳	現況		単価 円	年額 円			
1	建物	事務所建	沼津市高島本町1-3	鉄筋コンクリート造 陸屋根 地上3階建		2.00	2,330	4,660	R7.4.1 ～ R8.3.31	静岡県労働福祉事業協会グループ	自動販売機
2	〃	〃	〃	〃		66.0	0	0	R7.4.1 ～ R8.3.31	健康福祉部 こども家庭課	ひとり親家庭託児サービス提供事業
合 計								4,660			

普通財産・借受財産等貸付調

(令和7年8月31日現在)

整理番号	区分	種別	所在地	地目		数量又は面積 (㎡)	貸付料又は 使用料		貸付又は 使用許可 期 間	貸付又は使用 許可を受けた 者の氏名	貸付・使用 許可目的
				台帳	現況		単価 円	年額 円			
1	建物	事務所建	沼津市大手町1-1-3	鉄筋コンクリート造 陸屋根 地下2階、 地上9階		5.55	0	0	R7.4.1 ～ R8.3.31	健康福祉部 こども家庭課	ひとり親サポートセンター東部支所
2	〃	〃	〃	〃		4.77	0	0	R7.4.1 ～ R8.3.31	くらし・環境部 県民生活課	ふじのくに東部NPO活動支援センター
3	〃	〃	〃	〃		3.25	0	0	R7.4.1 ～ R8.3.31	沼津土木事務所	沼津駅付近鉄道高架事業パネル模型常設展示
合 計								0			

## 備品・図書調

(令和 6年度)

所属 0000103222 くらし・環境部 東部県民生活センター

区分	令和 6年 3月31日 現在	増		減		令和 7年 3月31日 現在
		数量	購入価格 (円)	数量	売却価格 (円)	
01-02 台類	1	( 0) 1	72,600	( 0) 0	0	2
01-04 収納保管庫類	4	( 0) 0	0	( 0) 0	0	4
01-10 印判類	3	( 0) 0	0	( 0) 0	0	3
01-15 電話器類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
01-99 その他の庁用器具類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
02-01 情報処理機器類	36	( 0) 7	681,483	( 0) 0	0	43
02-02 情報伝達機器類	15	( 0) 0	0	( 0) 1	0	14
03-03 視覚用再生等機器類	6	( 0) 0	0	( 0) 0	0	6
08-01 車両類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
50-01 図書	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
計	69	( 0) 8	754,083	( 0) 1	0	76



主 要 備 品 調

(令和7年8月31日現在)

整理 番号	区分		品名・規格	利用状況	購入年月	購入金額 (単位：円)
	大・中	小				
1	02-01	その他の情報 処理機器	Wi-Fi関係機器一式 全会議室Wi-Fi利用可	常時使用 沼津労政会館	令和5年3月	789,800
2	03-03	投影機用器具	液晶プロジェクター	年数回 研修会・会議等で使用	平成15年12月	261,240
3	03-03	その他の投影 機	液晶プロジェクター	常時使用 沼津労政会館貸出用 (貸付物品)	平成18年5月	241,500
4	01-99	その他の庁用 器具	FRPマスコット ふじっぴー	常時使用 事務所展示用(本所)	平成16年3月	208,950